

Title	最初の判例研究
Sub Title	
Author	杉田, 貴洋(Sugita, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.9 (2009. 9) ,p.194- 195
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事 : 商法判例研究五〇〇回記念寄稿
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090928-0194">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090928-0194</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

思う。

(平成二二年八月二日稿)

法学部教授 高田 晴仁

## 最初の判例研究

私の最初の論文は新株の有利発行の問題を扱ったものでした。初めて活字になってその雑誌が手元に届いたときの感激と興奮は今でも忘れられません。執筆にあたっては、学部のゼミの指導教授、山本爲三郎先生に見ていただいたのはもちろん、今思えば誠に大胆にも、竹中正明先生にも見ていただきました。原稿を手に突然現れた、当時学部生の私の求めに快く応じてくださいました。また、友人で当時大学院生であった太田康広君（現経営管理研究科准教授）にコメントをもらい、深夜のファミリーストランであれこれ議論したこと懐かしく思い出します。斯様な次第で、皆様を巻き込み大騒ぎで書き上げたのが、この最初の論文でした。ところで、この論文の着想の契機となったのが、ゼミの判例研究で選んだ一つの判例でした。ゼミでは、学部三年生のときに全員が判例研究を担当することになっていましたが、そこで選んだものが有利発行に関わるものであります。さらに、この判例を選ぶべき

かけとなったのは、阪瑛光男先生の最終講義で伺ったお話でした。黒板を使って、有利発行による希釈化作用のお話をされたことを覚えています。このとき司会を務めておられた宮島司先生とのやりとりも大変印象深く残っております。私がこの最初の論文を書いたとき、将来研究者の道に進むかどうか確信を持っていたわけではありませんでした。しかし、今振り返ると、この最初の判例研究が私の人生にとって大きな分岐点となったということができそうです。そしてまた、三田での諸先生、諸先輩との出会いなくして、今日の自分はありません。ただただ感謝しております。

本年（平成二十一年）より、商法研究会の庶務を高田晴仁先生より引き継ぐこととなりました。研究者としてまだまだ未熟であります。先生方が築いてこられた三田商法学の伝統を受け継ぎ、そして次世代への架け橋となれますよう、微力ながら努めてゆく所存です。

（平成二十二年八月三十一日）

法学部准教授 杉田 貴洋

## 商法判例研究第五〇〇回の記念によせて

慶應義塾大学商法研究会により『法学研究』へ掲載されてきた判例研究が、記念すべき第五〇〇回を迎えた。同研究会は、学内外の先生方をはじめ法曹・企業等実務の先生方まで、錚々たるメンバーにより構成され、下級審商事判例に関する研究を中心に活動がなされている。その中に、大学院生までが出席をゆるしていただいている。大学院という枠内にあつて、講義を受講し御指導を仰ぐ身である大学院生にとって、研究会という形式の場へ出席し、諸先生の報告を拝聴し、時に自らも参加する機会を頂けるような、門戸が開かれている状況は非常に貴重且つ幸運というべきである。また、先生方からの日々の御指導に加え、商法研究会のその場、更に研究会を契機としてその後までも御指導・御助言頂けることを考えれば、研究会の存在の大きさとありがたみは計り知れず、商法研究会と先生方への感謝にたえない。

「判例研究とは」ということを記すのは困難である